

文書館所蔵の「埼玉県管内荒川平面図」について

河田重三

一 はじめに

埼玉県立文書館所蔵の歴史資料の中に、土木部河川課や南部河川改修事務所等から移管された河川台帳付図が五二四種、一〇四五点ある。これらの河川台帳付図は明治後期から昭和初期にかけて作成されたものである。主な河川に関する図面の点数をみると(表1)、荒川関係が最も多く、また、その種類も多い(表2)。

文書館所蔵の河川台帳付図についての概要は、すでに報告してある(注1)ので、本稿では、荒川関係の図面の中でも比較的資料が揃っている埼玉県管内荒川平面図について、評定図の作成を通して明らかにした事項について述べる。

二 作成に関する経緯

河川台帳付図の作成に関する法的な根拠は、明治二九年勅令第三三一号「河川台帳ニ関スル件」(以下「勅令」と呼ぶ)である。この勅令をみると、

明治二十九年十月十四日

勅令第三百三十一号

第一条 河川台帳ハ帳簿及実測図ヲ似テ組成ス

第二条 河川台帳ニハ市町村毎ニ區別シテ左ノ事項ヲ記載スヘシ但河

川ノ状況ニ依リ内務大臣ハ其ノ記載事項ヲ省略セシムルコトヲ得

一 河川ノ敷地及堤外地ノ区域

二 河川ノ附属物及河川ニ影響ヲ及ホスヘキ工作物ノ種類、数量、

構造及位置形状

三 河川ニ影響ヲ及ホスヘキ水流及水面ノ種類、数量及位置形状

第三条 府県知事ハ其ノ調整ニ係ル河川台帳ニ付地元市参事会及町村

長ノ意見ヲ徴シ且之ヲ其ノ市役所及町村役場ニ於テ七日以上ノ期限

ヲ定メテ公衆ノ縦覧ニ供スヘシ

前項ノ場合ニ於テ利害関係者ハ縦覧期限経過後十五日以内ニ河川台

帳ニ対シ意見ヲ申立ルコトヲ得

第四条 府県知事ハ河川台帳ノ認可ヲ請フニ際シ前条意見書類ヲ内務

大臣ニ提出スヘシ

第五条 府県知事ハ河川台帳ノ更正ヲナサントスルトキモ亦前二条ノ

手続ヲ経テ内務大臣ノ認可ヲ請フヘシ

第六条 内務大臣ハ其ノ認可シタル河川台帳ノ原本ヲ保管スヘシ

第七条 内務大臣ハ河川台帳ノ原本ニ就テ正本ヲ調製シ府県知事ヲシテ之ヲ保管セシムヘシ

府県知事ハ公益ノ請求ニ依リ河川台帳ノ正本ヲ縦覧ニ供スルノ方法ヲ設クヘシ

第八条 府県知事河川台帳ノ認可ヲ得タルトキハ其ノ正本ニ就テ副本ヲ調製シ之ヲ所轄土木監督署長ニ交付スヘシ其ノ更正ニ付認可ヲ得タルトキ亦同シ

第九条 府県知事河川台帳ノ認可ヲ得タルトキハ七日以内ニ其ノ旨ヲ地元市参事会及町村長ニ通知スヘシ其ノ更正ニ付認可ヲ得タルトキ亦同シ

第十条 市参事会及町村長前条ノ通知ヲ受ケタルトキハ正本ニ就テ其ノ管内ニ係ル河川台帳ノ副本ヲ調製シ又ハ更正スヘシ

市参事会及町村長ハ公衆ノ請求アルトキハ河川台帳ノ副本ヲ其ノ縦覧ニ供スヘシ

第十一条 土木監督署長、市参事会及町村長ハ各其ノ管内ニ係ル河川台帳ノ副本ヲ保管スヘシ

第十二条 第十条ノ為ニ要スル費用ハ当該市町村ノ負担トス

第一条に規定されているように、河川台帳付図は河川台帳帳簿に付随する実測図であることがわかる。しかし、当館所蔵の行政文書にある河川台帳帳簿は「明五八二渡良瀬川台帳」のみであり、埼玉

文書館所蔵の「埼玉県管内荒川平面図」について

表1

主な河川に関する河川台帳付図点数

河川名	点数	河川名	点数	河川名	点数	河川名	点数
荒川	139	越辺川	5	中川	34	権現堂川	15
芝川	4	都幾川	14	綾瀬川	47	渡良瀬川	10
新河岸川	7	市野川	8	元荒川	18	福川	4
柳瀬川	8	利根川	76	野通川	5	小山川	8
入間川	9	江戸川	36	古利根川	11	神流川	14

表2

荒川に関する河川台帳付図点数

図名	点数	図名	点数
埼玉県管内荒川平面図	52	荒川発電水路平面図	1
荒川堤外地調査平面図	30	荒川流量測定箇所断面図	1
荒川通平面図	11	荒川河川台帳工作物明細図	6
荒川実測平面図	3	荒川河川台帳水路横断面図	5
荒川河川台帳平面図	4	荒川通	2
荒川筋平面図	1	荒川落合入間川	1
埼玉県管内荒川筋工作物構造明細図	1	荒川関係図	1
荒川筋工作物構造明細図	21	合計	139

表 3

文書館収蔵「埼玉県管内荒川平面図」一覧表

番 号	登録番号	記載されている町村名	切 図 番 号
第 1 号	A 6241	南平瀬村	1～ 12
第 2 号	A 6242	南平瀬村 川口町	13～ 22
第 3 号	A 6243	川口町 横曽根村	23～ 30 29以下欠落
第 4 号	A 6244	横曽根村 戸田村	31～ 44
第 5 号	A 1780	横曽根村 戸田村	45～ 58
第 6 号	A 1779	戸田村	59～ 72
第 7 号	A 1716	戸田村 笹目村	73～ 86
第 8 号	A 1715	白子村 新倉村	87～ 95
第 9 号			(96～107)
第10号	A 1778	美谷本村 内間木村	108～121
第11号			(122～134)
第12号	A 1801	美谷本村 内間木村 土合村 宗岡村	135～145
第13号	A 1794	内間木村 宗岡村	146～156
第14号	A 1802	土合村	157～164
第15号			(165～176の2)
第16号	A 1800	土合村 宗岡村 大久保村 南畑村	177～191
第17号	A 1799	大久保村 南畑村	192～201
第18号	A 1740	大久保村 南畑村	202～210
第19号	A 6245	大久保村 南畑村 植水村 馬宮村	211～225 213まで欠落
第20号	A 1739	植水村 馬宮村 古谷村	226～238
第21号	A 1817	南畑村 馬宮村 古谷村	239～249
第22号	A 1868	馬宮村 指扇村	250～257
第23号	A 1814	馬宮村 指扇村 古谷村	258～271
第24号	A 1819	古谷村 植木村	272～283
第25号	A 1820	古谷村 植木村 指扇村 平方村	284～295
第26号	A 1822	古谷村 植木村	296～308
第27号	A 1818	植木村 平方村 大石村 出丸村	309～320
第28号	A 1815	植木村 平方村 大石村 芳野村	321～334
第29号	A 1813	植木村 芳野村 出丸村	335～348
第30号	A 1821	大石村 出丸村 川田谷村 八ツ保村	349～361
第31号	A 1844	出丸村 川田谷村 八ツ保村 三保谷村	362～374
第32号	A 1848	川田谷村 八ツ保村 石戸村 小見野村	375～386
第33号	A 1806	石戸村 小見野村	387～399
第34号	A 1804	石戸村 小見野村 南吉見村 東吉見村	400～414
第35号	A 1805	石戸村 東吉見村 馬室村	415～427
第36号	A 1803	東吉見村 馬室村 北吉見村	428～442
第37号	A 1847	馬室村 吉見村 田間宮村	443～455
第38号	A 1849	東吉見村 北吉見村 田間宮村 小谷村	456～465
第39号	A 1850	田間宮村 小谷村	466～473
第40号	A 1843	北吉見村 小谷村	474～484
第41号	A 1791	北吉見村 小谷村 吉見村	485～491
第42号	A 1811	北吉見村 小谷村 吉見村 吹上村	492～506 504以下欠落
第43号	A 1810	吉見村 吹上村 久下村 市田村	507～516
第44号	A 6250	久下村	517～521
第45号	A 1808	吉見村 久下村 市田村 大井村	522～530
第46号	A 1795	久下村 市田村 佐谷田村	531～540
第47号	A 1793	久下村 市田村 佐谷田村 吉岡村 熊谷町	541～553
第48号	A 1792	市田村 吉岡村 熊谷町	554～562
第49号	A 1809	吉岡村 熊谷町 御正村	563～570
第50号	A 1807	吉岡村 熊谷町 御正村 大麻生村	571～584 572は欠落
第51号	A 1831	吉岡村 御正村 大麻生村	585～594
第52号			～
第53号			～
第54号			～
第55号	A 1827	武川村 本畠村	619～626
第56号	A 1825	武川村 本畠村 花園村	627～632
第57号	A 1826	本畠村 花園村	633～645 645は欠落
第58号	A 1833	本畠村 花園村	646～655

県管内荒川平面図に対応する台帳帳簿はない。

埼玉県管内荒川平面図は、現存の五二点中五一点が明治三四（一九〇一）年二月に着手し、同三八年三月に終了して^{（注）}いる。作成年代を館内の河川台帳付図の中でみると、埼玉県管内渡良瀬川平面図（五五点、明治三二年一月一日着手）、埼玉県管内権現堂川平面図（九点、明治三二年一月一日着手）、埼玉県管内江戸川平面図（一〇点、明治三二年二月一日着手）に次ぐものである。なお、前出行政文書「明五八二一」には、明治三一年四月一日着手の利根川河川台帳帳簿がある。このように荒川に関する台帳作成よりも利根川水系の河川に関する台帳作成が比較的早かったのは、県内では利根川筋に最も早く河川法が施行（明治三〇年）されたこととの関係が深いと考えられる。

また、河川台帳に記載すべき事項は、勅令第二条に規定されているが、詳しくは明治二九年内務省令第一三三号「河川台帳ニ関スル細則」（以下「細則」と呼ぶ。）で定められている。

○内務省令第十三号

明治二十九年十二月八日

内務大臣伯爵樺山資紀

河川台帳ニ関スル細則（抄）

- 第一条 河川台帳ニ記載スヘキ事項ハ凡ソ左ノ区域内ニ係ルモノトス
- 一 有堤部ニ於テハ堤外地及ヒ堤防附近
 - 二 無堤部ニ於テハ凡ソ洪水位ノ達スル区域但汎濫スヘキ土地ニ於テ

文書館所蔵の「埼玉県管内荒川平面図」について

ハ相当ト認定シタル区域

第二条 河川台帳ノ河川平面図ハ縮尺千二百分ノ一トス

河川ノ附属物其ノ他ノ工作物ノ図面ハ其ノ構造ヲ明瞭ナラシムルニ足ルヘキ縮尺ヲ用ユヘシ

第三条 河川ノ平面図ハ原本ニ属スルモノノ外総テ真北ヲ上トセル切図トシ其ノ輪廓ハ縦一尺二寸横一尺八寸トス

前項平面図ニハ一葉毎ニ全川ヲ通シタル番号ヲ附シ重要ナル地物ノ外左ノ件々ヲ記載スヘシ

一 磁北

一 地名及境界

一 隣接平面図ノ番号

第四条 地方行政廳ハ河川ノ両岸市町村ノ大字毎ニ少クトモ一箇所位置及高低ノ基準ヲ設置若クハ選定シ之ヲ保存スヘシ

第五条 川敷並ニ堤敷ノ境界ハ総テ折線ヲ似テ区画スヘシ

折線ノ交叉点ハ二箇ノ基準ヲ連結スル直線若クハ之ニ準據スル直線ニ基キ支距法ニ依リ之ヲ測定スヘシ

川敷ノ区域ハ青色実線、堤敷ノ区域ハ褐色実線、測標連結線ハ朱色実線、支距線ハ朱色点線ヲ似テ河川平面図ニ記入スヘシ

第六条 堤防ハ凡ソ二町毎ニ横断面ヲ測リ其ノ位置及ヒ番号若クハ符号ヲ河川平面図ニ記載シ別ニ各横断面図ヲ調製シ一定基準上ノ高、馬踏幅、敷幅等ヲ記入スヘシ

断面ニ劇変アル場所ハ前項ノ制限ニ依ラス実測スヘシ

第七条 左ニ掲クル河川ノ附属物、其ノ他ノ工作物、水流及水面ハ其ノ位置形状ヲ河川平面図ニ載セ其ノ長、幅、高等構造ヲ明瞭ナラシ

ムル事項ヲ河川台帳ノ帳簿ニ記入シ且ツ必要アル場合ニハ明細図ヲ添付スヘシ

各種ノ水制、護岸、堰堤 第一号書式ニ依ル

樋管、開門 第二号書式ニ依ル

乗船場、荷揚場 第三号書式ニ依ル

道路、鉄道 第四号書式ニ依ル

橋梁 第五号書式ニ依ル

水流 第六号書式ニ依ル

船渠、船溜 第七号書式ニ依ル

右ノ他河川ニ影響ヲ及ホスヘキ各種ノ工作物若クハ水面ノ記載法ハ本条ニ準ス

第八条 基標若クハ之ニ準スル測標ハ其ノ位置、一定基線上ノ高、近

接基標若クハ測標トノ角度、距離等ヲ第八号書式ニ依リ帳簿ニ記入

シ河川平面図ニ記載シ得ルモノハ之ヲ記載スヘシ

第九条 河川台帳ノ帳簿ニ記載セル事項ノ内延長、箇所数等市町村毎

ニ合計シ得ルモノハ府県郡毎ノ合計ヲ調製スヘシ

第十条 特別ノ理由アル場合ニ於テハ地方行政廳ハ内務大臣ノ認可ヲ

得テ第二条乃至第八条ノ規定ヲ一時省略若クハ変更スルコトヲ得

第一号書式ノ第八号書式 省略

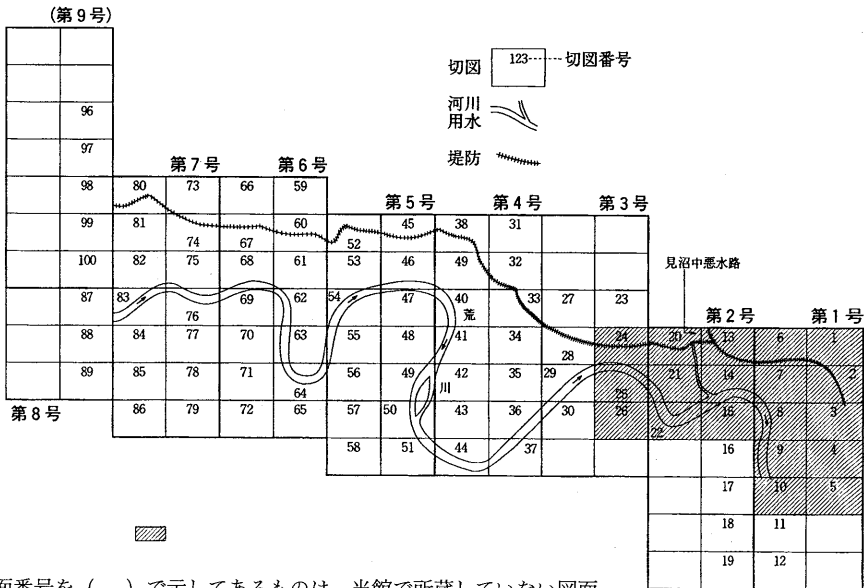
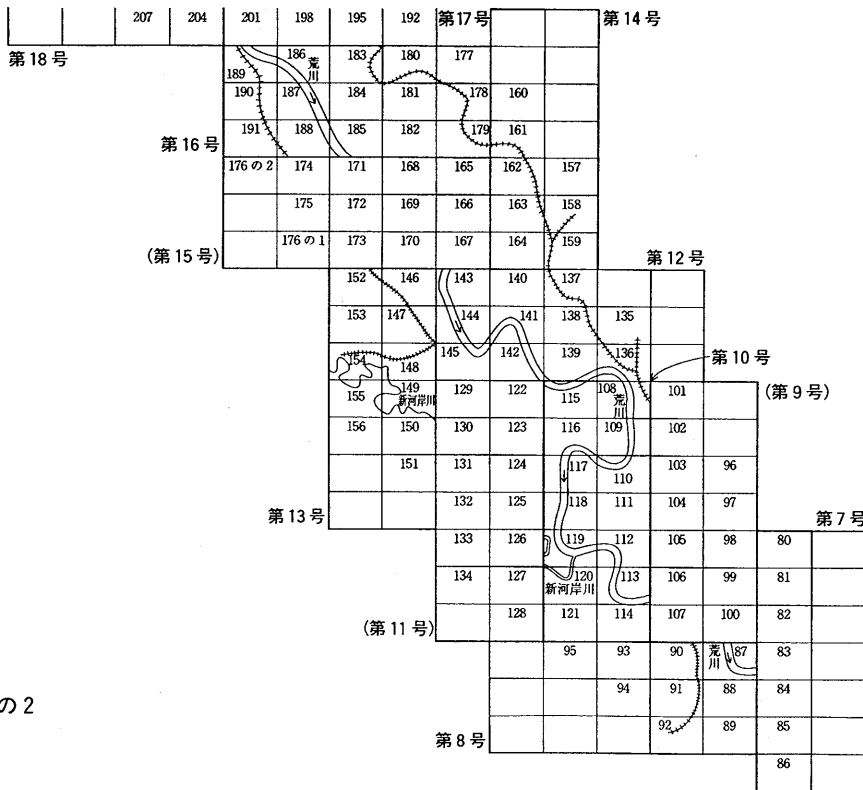
この細則に従って河川台帳帳簿及び実測図の作成作業が行われ、その作業の一環として埼玉県管内荒川平面図も作成されたものと考えられる。そして、作成後には公衆の縦覧に供されたものであろう。

ところで、埼玉県管内荒川平面図は、正本、もしくは副本のどちらであろうか。「A二〇〇三北足立郡河川台帳正本」には、細則第三条に定められた切図の形状で一九点所蔵されており、「河川台帳正本」の押印がある。この正本を埼玉県管内荒川平面図と対比させると、正本の番号と切図の番号、及び、図郭が一致している（図1の1参照）。そこで、記載事項で比較してみると、正本二二号では明治三九（一九〇六）年四月九日通行開始の東京岩淵と川口町間の船橋が描かれていることから、この正本の作成年代は明治三九年四月以降であり、埼玉県管内荒川平面図より後の作成となる。したがって、埼玉県管内荒川平面図と北足立郡河川台帳正本との関係からは、前者が正本であるか副本であるかの確定はできない。

三 平面図の形状

埼玉県管内荒川平面図は表3に示すように、南平瀬村（現川口市）から花園村（現花園町）・本畠村（現川本町）までの五八地点作成されている。一点の大きさは約一五〇cm×約三〇〇cmで、縦長の図面が三三点、横長の図面が二五点である。各平面図は前出細則第三条に規定された切図複数面を以て構成されている（図1の1から図1の7を参照）。縦長の平面図は、切図を縦七面×横二面の計一四面からなり、横長の平面図は縦三面×横五面の計一五面からなる。^(注4)しかし、細則により、堤防のある場所での堤防から離れた堤内や、堤防のない場所での洪水の影響を受けないであろうと思われる範囲について

図1の2



※ 図面番号を () で示してあるものは、当館で所蔵していない図面


※  は「A2003 北足立郡河川台帳正本」と一致する切図

図1の1 「埼玉県管内荒川平面図」 評定図

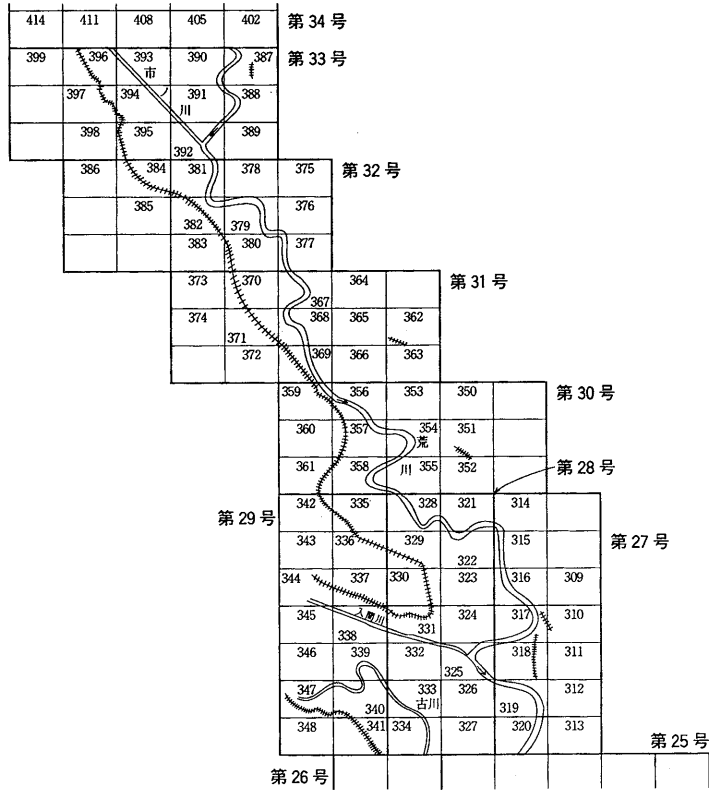


図 1 の 4

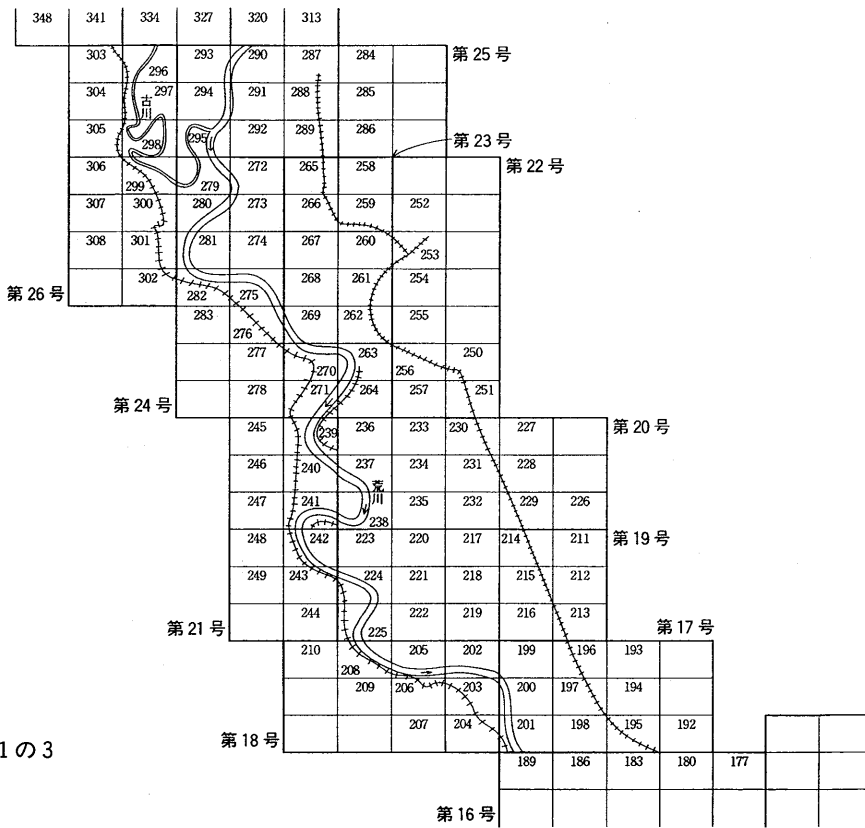


図 1 の 3

文書館所蔵の「埼玉県管内荒川平面図」について

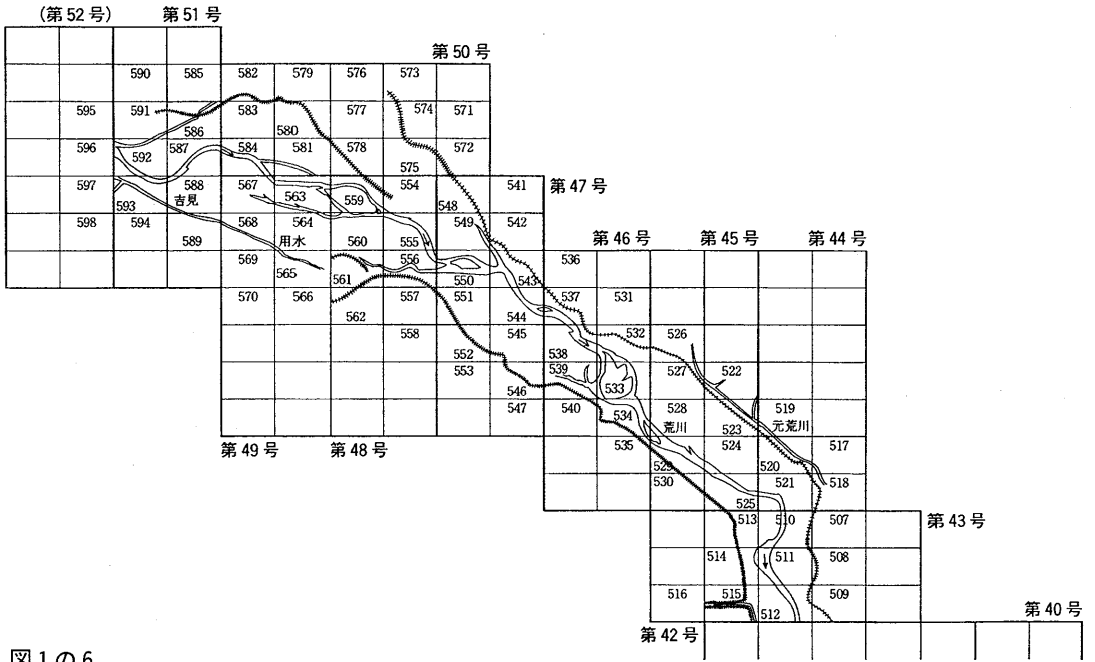


図1の6

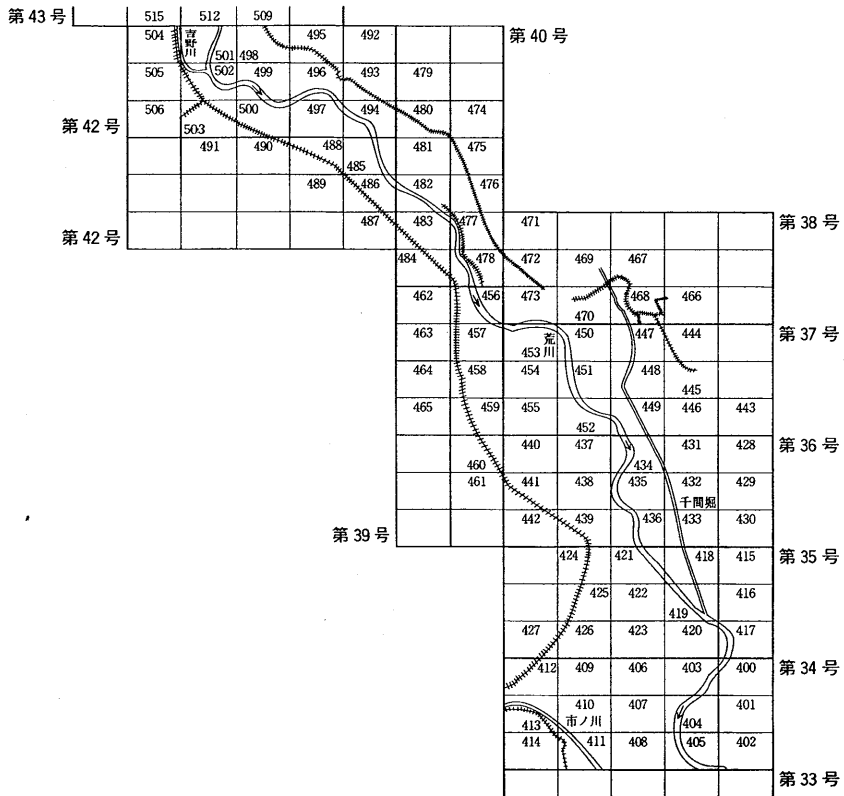


図1の5

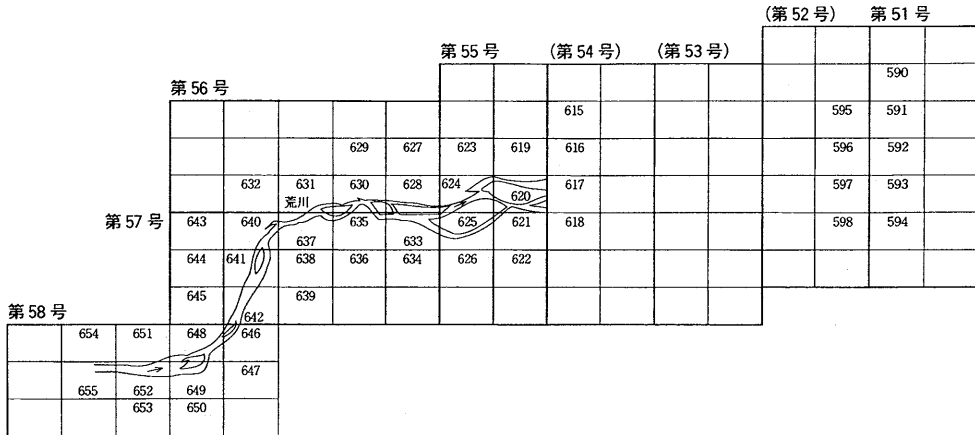


図1の7

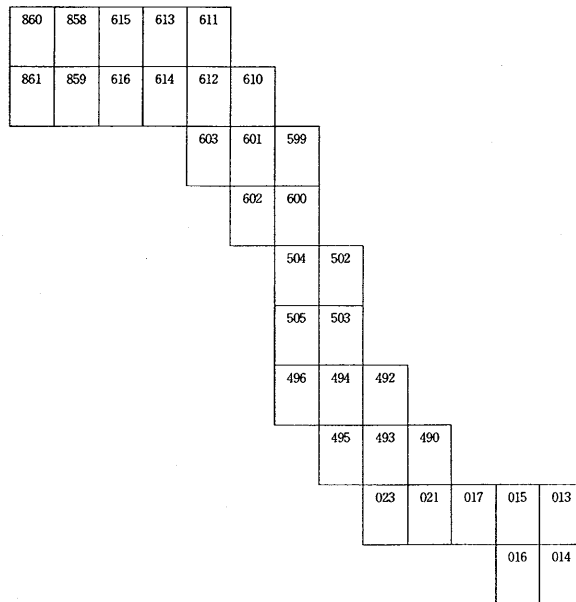


図2 評定図作成の際に参考にした明治前期手書彩色関東実測図

※ 図内の番号は、覆刻版の通し番号

は記載規定がないので、切図の図郭のみで番号のない切図がある。

なお、評定図の作成にあたっては、明治十年代に測量した明治前期手書彩色関東実測図^(注5)(以下「手書図」と呼ぶ。図2)を参考にし、欠落部分の図面を補った。以下評定図に沿って図面の状態を述べる。

図1の1では、第二号の左端、及び第三号の下部が破損により欠落しており、荒川の流路については前後の図の關係と手書図を参考にして描いてある。なお、A一七一六は図名の部分が欠落していて図面番号が不明であったが、切図の番号から第七号と判明した。

図1の2では、第十号の左端の部分と下部が欠落しており、新河岸川の曲流部分は手書図を参考にした。また、第九号、第十一号、及び第十五号の図面は所蔵していないが、前後の図面から切図の番号は判明した。図1の3では、第一八号、及び、第一九号の右端部分の一部が欠落していたが、前後の図の關係から流路や堤防を推定した。図1の4では、欠落部分はほとんどなかった。

図1の5では、第三四号の右上、第三五号の左下、及び、第四二号の左端の一部が欠落していたが、記載事項には影響が殆どなかった。図1の6では第五〇号の右下部分が欠落しており、堤防など手書図を参考にした。図1の7では、第五二号から第五四号までは所蔵していないので、第五三号の図郭については前後の關係から推定して作成した。また、第五七号の左下の一部分は欠落している。

なお、埼玉県管内荒川平面図は厚口の洋紙が用いられ、図は手書

文書館所蔵の「埼玉県管内荒川平面図」について

きで彩色が施されている。しかし、当館に収蔵された時点においてすでに破損や欠落しているものがほとんどであった。そこで、平成三年度から裏打補修や複製図の作成を継続的に行い、所蔵する五二点のすべてが閲覧可能になっている。

四 おわりに

埼玉県管内荒川平面図は、河川台帳帳簿がないものの、当時の荒川の流路や河川敷、及び、堤防など詳細な記載事項において、荒川に関する貴重な資料である。本稿では、その所在状況を中心に記したにすぎないが、評定図と一覽表を利用することにより検索が容易になるであろう。今後、埼玉県管内荒川平面図のみでなく、種々の河川台帳付図についての評定図作りと、その記載事項についての詳細な検討を行っていく考えである。

注1 「博物館等調査研究事業概報」第2集一九九四埼玉県教育委員会所集 拙稿「文書館所蔵河川台帳付図について」

注2 五二点のうち五一点、A一八〇八第四四号のみ、着手、終了ともに明治三〇年となっている。

注3 所蔵されていない図面は前後關係から形を推定した。

注4 横長の平面図のうち第一七号と第一八号は、縦三面×横四面の計二面である。

注5 「明治前期手書彩色関東実測図」(明治一三年〜同一八年測量)一九九一日本地図センター発行